

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第 6 条第 3 項
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の再交付
原権者（委任先） : 警察署長
法 令 の 定 め :
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 1 日
申 請 先 :
申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）の窓口に提出してください。
問い合わせ先 : 各警察署交通課（係）
備 考 :